

## 1. 基本的な考え方

- 本委員会の「中間整理」で整理したとおり、処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。
- しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において、順次進めていく必要がある。

## 2. 今後の取組

### (1) 共通事項

- 看護職員、介護・障害福祉職員、幼稚園・保育所・認定こども園等の職員の処遇改善について、令和4年10月から、診療報酬等により給与を恒久的に3%程度引き上げるための措置が講じられている。まずはこの措置について、厚生労働省、内閣府において、職員の給与にどのように反映されているか等の検証を行うべきである。
- また、各分野の経営実態調査等について、その性質も踏まえつつ、調査について指摘されている課題の改善を図りながら、調査が実施された際には、今後とも分析を継続的に行うべきである。

# 費用の継続的な見える化について

## (2) 個別の分野ごとの取組

### ①医療分野

- 医療法人については、厚生労働省において、施設別の詳細な経営情報の提出を求め、医療法人の経営情報のデータベースを構築する新たな制度を検討している。継続的な費用の見える化を進める観点から、新たな制度について、令和5年度の可能な限り早期に開始することを目指し、必要な法案提出等の作業を進めるべきである。
- また、職種ごとの給与費の合計額等については、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上を図る観点からは、本来、新しい制度の中で提出を義務とすることが極めて重要である。
- このため、仮に職種ごとの給与費の合計額等の提出を直ちに義務とすることが難しいとしても、新しい制度の発足後、提出を強力かつ継続的に求めるとともに、その施行状況を踏まえ、義務化も含めて不断の改善を図るべきである。

### ②介護分野

- 介護サービス事業者については、厚生労働省において、経営状況を詳細に把握・分析し、介護保険制度に係る施策の検討等に活用できるよう、介護サービス事業者が財務情報等の経営に係る詳細な情報を定期的に都道府県知事に届け出ることとし、厚生労働大臣が当該情報に係るデータベースを整備することを検討している。
- また、介護サービス情報公表制度についても、介護サービス事業者の財務状況を公表することを検討している。
- こうした取組は、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上に資するものであり、必要な法案提出を含め、次期介護保険制度改正において着実に実施すべきである。その上で、データベースの整備に当たっては、医療分野と同様、職種ごとの給与費の合計額等を継続的に把握できるよう対応すべきである。

# 費用の継続的な見える化について

## (2) 個別の分野ごとの取組（つづき）

### ③障害分野

- 障害福祉サービス等事業者は、法令上、財務書類の報告・公表が義務化されているにもかかわらず、「障害福祉サービス等情報検索」での財務状況の公表が低調となっている（全事業所等の4割程度）。このため、障害福祉サービス等事業者については、法令に従って財務状況を公表するよう徹底するべきである。
- また、医療分野、介護分野で検討が進められている経営情報のデータベース化の状況を踏まえ、医療分野、介護分野と同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講じるべきである。

### ④保育・幼児教育分野

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査については、直近の調査が令和元年度とされている。職種ごとの給与費等の継続的な把握につながるよう、定期的な調査の実施について検討すべきである。
- また、他の分野における財務書類の報告・公表や経営情報のデータベース化の実施・検討の状況を踏まえ、同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講じるべきである。